

委提第1号

北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成27年3月16日 提出

提出者 議会運営委員長 横山 功

北本市議会議長 黒澤 健一様

## 北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

北本市議会委員会条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第18条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、改正後の北本市議会委員会条例第18条の規定は適用せず、改正前の北本市議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。